

松江市農業委員会だより

# あさつゆ

第40号

(編集・発行) 松江市農業委員会 〒690-8540 松江市末次町86番地 ☎55-5528 令和2年3月発行



イチゴ栽培に取り組む神門 侑花さん (2~3ページに紹介記事)

新春からの行事も一段落、皆様の地域ではどんな行事が引き継がれていますか。左義長、お日待ち、お塔さんなど古くから伝えられた伝統行事も時代とともに農家世帯の減少等で簡略化したり、廃止したりする傾向があるようですが、地域の伝統文化として継承したいものです。

稻作の作業も多忙の時期になります。昨年までは水稻の生産目標面積の配分、目安が示されていましたが、それも示されなくなり農業者自ら計画生産に取り組むことになるようです。暖冬の影響で水不足等も懸念されますが、本年が豊作でありますよう期待するところです。

さて、農業委員会では、「農地等の利用の最適化の推進」を進めるため担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進による農地等の利用の有効化及び高度化の促進を進めています。地区別の会議を開催し、現状を把握し、各地域で出来ることを検討しているところです。現状を踏まえ、どう活動方針や計画を立てるのか地域の話し合いを進め、問題点の整理、解決に向け、取り組む必要があります。それぞれの地域の農業が発展するよう活動を続けていこうと思います。

(宮廻)

あぜみち



# 認定新規就農者

イチゴ栽培  
(ハウス高設栽培)

宍道町 神門 侑花さん

## 「イチゴ栽培に取り組んで」

神門さんの実家は普通の兼業農家で、特に専業農家になる環境ではなかつたようです。

そんな侑花さんがイチゴ栽培にとり組むきっかけは高校時代に農業に興味を持ち、卒業後、熊本県立農業大学校野菜学科に進学、そ



2連ハウス全景

こでいちごを専攻したことです。  
(熊本県は全国有数の生産県で代表的な品種・「紅ほっぺ」、「ゆうべに」など)

卒業後、3年間にわたり、イチゴ農家で研修を受け、平成31年4月で研修を修了し、5月から自営就農を開始しました。

就農地はイチゴ栽培に適した農地が見つからず、長期間探していましたが、結果的に玉湯町湯町の遊休農地（地目…田）を借りることができました。（平成31年2月に客土工事が完了）

令和元年9月に県単独事業を活用し、2連棟ハウス（面積6.4a）を建設し、9月末より、イチゴ苗の定植を始めました。

12月クリスマス頃、初出荷にこぎつけました。現在の栽培品種は「紅ほっぺ」を定植しており、安定するまでは今のままでいきたいと思っています。

現在、就農後の販売先は、研修先の紹介でフレッシュサプライヤーへの市場出荷や市内の洋菓子店等への直接販売などを行っています。

直接販売は消費者に届くまで時間がかかる市場への販売と違い、時

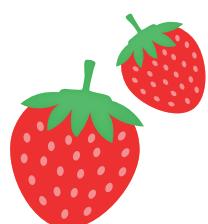


## 「今後の目標は

今は2連ハウス（面積6.48a）で約4千株を栽培し、生産量は4tを目標にしています。今後は3年後を目途にハウスを増棟し、栽培面積を10aに増やし、経営を安定させていきたいと考えています。

また、将来的にはハウスのそばの事務所を活用し、イチゴの直接販売を行っていきたいと思っています。

収穫後すぐに供給でき、新鮮で高品質なイチゴを消費者に直接届けられ、消費者の要望を聞きながら、消費者の顔が見える販売ができるからです。



## 【玉湯地区勝田農業委員】

「水田の耕作者を探していたタイミングで神門侑花さんに丁度会いました。

イチゴの栽培候補地を探しているとの情報を得て、農業委員として真っ先に環境条件的に現候補地を紹介させていただきました。

令和元年に事業を開始され、順調に生育し、現在収穫真っ最中でホツとしています。真っ赤な美味しい「紅ほっぺ」を手にして、笑顔で抱負を語る侑花さんの計画実現に今年も応援していきたいと思います。」



(事務局担当者)

編集にあたって、取材にハウスを訪れたのは年明けの1月8日でした。ハウスの中ではイチゴが少

なかつたですが、出荷の準備のため事務所には収穫した見事ないちごがありました。将来、直接いちごが買えるようになることが楽しみです。

「あさつゆ」は、発行回数、紙面等にかぎりがありますが、今後とも、できる限り新規就農者の方を取り上げていきたいと思います。



## 青年等就農計画制度について

農業者年金保険料の国庫補助  
(青色申告者に限る。)

### ○青年等就農計画の対象者

○新規就農者を大幅に増やし、地域農業の担い手として育成するためには、就農段階から農業経営の改善・発展段階まで一貫した支援が重要。このため平成26

年度から青年等就農計画制度を農業経営基盤強化促進法に位置づけ、市町村が青年等就農計画を認定。

○市町村の認定を受けた認定新規就農者に対し、早期の経営安定に向けたメリット措置を集中的に行なう。

### ○認定新規就農者のメリット措置

- ・青年等就農資金（無利子融資）
- ・農業次世代人材投資事業（経営開始型）
- ・担い手確保・経営強化支援事業
- ・強い農業・担い手づくり総合支援交付金（融資主体補助型）
- ・経営所得安定対策（ゲタ・ナラシ対策）
- ・認定新規就農者への農地集積の促進

### ○青年等就農計画の認定

※農業経営を開始してから一定期間（5年）以内のものを含み、認定農業者を除く

- ①その計画が市町村の基本構想に照らして適切であること
- ②その計画達成される見込みが確実であること等

**【お問い合わせ先】**

農政課農業振興係  
☎55-5224

視察先の三次市農業委員会は、人・農地プランの実質化を図るためにワークショップ形式の話し合いを進めており、その活動内容は全国農業新聞にも掲載されました。三次市農業委員会の具体的な活動や課題を聞くことができれば、松江市農業委員会としても大

農業委員会では委員の見識を高めるための視察研修を毎年行つており、昨年は11月22日に、農業委員と農地利用最適化推進委員を合わせて26名で三次市へ視察に行きました。

## 農業委員会 視察研修報告

組織活性化委員会委員長  
高橋 裕典

いに参考になると考え視察先に選定しました。

当日は三次市農業委員会事務局長や農業委員農地利用最適化推進員の皆様に対応いただきました。

三次市では市内を5ブロックに分け、地区ごとの課題をワークショップを通して整理した結果、農業委員と推進委員が地域での話し合いに積極的に参加していくことが必要ということが明確になつたとの説明を受けました。

実際、三次市では農業委員と推進委員が75歳以上の農地所有者を直接訪問し農地利用の見通しについて聞き取りを行い、担い手への集積へとつなげています。



三次市農業委員会



研修受講時

視察先の三次市農業委員会は、人・農地プランの実質化を図るためにワークショップ形式の話し合いを進めており、その活動内容は全国農業新聞にも掲載されました。三次市農業委員会の具体的な活動や課題を聞くことができれば、松江市農業委員会としても大

農業委員会では委員の見識を高めるための視察研修を毎年行つており、昨年は11月22日に、農業委員と農地利用最適化推進委員を合わせて26名で三次市へ視察に行きました。

消費者が「栽培すること」を買うと、生産者に肥料や水やり等を細かく指示し、生産者がそのとおり実行することであったかも消費者が自ら生産したような感覚で野菜や果物が届き、農作物への愛着も、違つてくると思います。

体験を売るという平田観光農園の手法は、耕作放棄地の解消や地域での雇用にも、しっかりと結びついていくとのことでした。

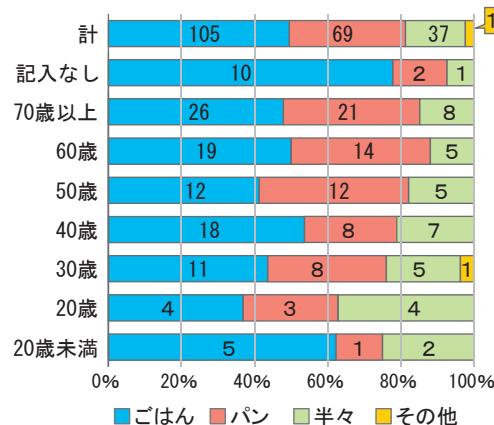
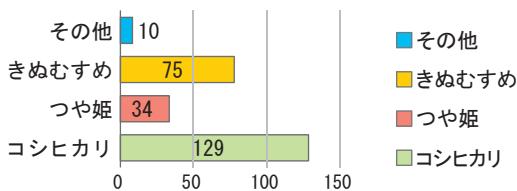
松江市においても、地域と綿密に連携を取りながら、農地の最適な利用方法を探る必要があると感じました。



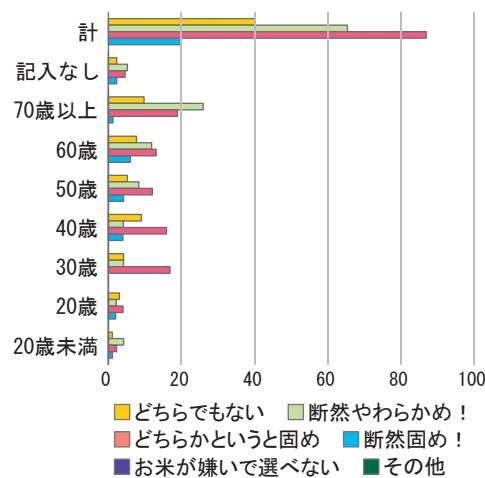
今の時代は野菜や果物はできたものを買うのではなく「野菜や果物を栽培すること」を売る時代であるという話が印象的でした。

## お米食べくらべアンケート結果から

Q1.あなたはごはん派？パン派？半々派？

Q2. ごはんはどんなお米を食べていますか。  
(いくつ選んでもかまいません。)

Q3.お米の好きな炊きかたは？



# 女性農業委員 活動報告

足立 裕子  
永江 りえ

昨年10月に松江市農林水産祭が行われ、5回目となる「お米の食べくらべコーナー」を出店しました。「こしひかり」、「つや姫」、「きぬむすめ」の三種類のお米の食べくらべとアンケートをしていただきました。

午前、午後の2回に分けて実施したところ、206名の方からこのことから、「つや姫」が定着し、美味しいお米と認められてきているのではと分析しています。

ほかに、野菜の重さ当てコンペを出店しました。今回はジャーナーを出店しました。男性農業委員さんの協力もいたり助けられました。担当者は珍しい野菜があると参加される人が増えるかなと思いました。

事務局によるポップや飾り付けがコーナーを華やかにして好評を得ました。

皆様のご協力により盛況に終わり、ありがとうございます。

回答をいただきました。

食べくらべで美味しいと思つた種類のお米を投票していただきましたが、一番は「こしひかり」で二番目に「つや姫」、三番目が

「きぬむすめ」でした。「つや姫」は去年に比べ、美味しいと思われた人が増えていました。アンケートでは前年の結果より「ごはん派」がはるかに増えていたのが印象的でした。

当日は、ジャンボカボチャがめずらしく、「こんなデッカイ、カボチャがあるかね?」と重たいカボチャを持つ人や持てない人もいて賑わっていました。次回も珍しい野菜があると参加される人が増えるかなと思いました。



# 人・農地プラン実質化について ～地域農業の将来について考えてみませんか～

全国では、高齢化や後継者不足、耕作放棄地の増加などで、5年後、10年後の展望が描けない集落・地域が増えています。皆さんの集落・地域はいかがでしょうか？

皆さんの集落・地域でも「人と農地の問題」があるなら、農業の将来、特に、どのような経営体が中心となって地域農業を引っ張っていくのか、どうやってその中心となる経営体に農地を集めしていくのか、青年就農者をどのように地域に定着させていくのか、真剣に考えていただきたいと思います。

## 人・農地プランの実質化とは

人・農地プランを真に地域の話し合いに基づくものにする観点から、農業委員会、市町村等の関係者が参加のもとで、地域農業の現況、将来に向けての課題、今後の地域農業を支える中心的経営体への農地集積等の将来方針の作成に向けて、アンケートや地図を活用し、地域での話し合い等を行ない、『人・農地プランの実質化』を推進するものです。

### 【進め方】

#### 1. アンケートの実施

5年後、10年後の営農状況、後継者の有無等のアンケート調査を実施します。

#### 2. 現況把握

アンケート結果を地図化し、状況の把握を行います。

#### 3. 話合い活動

地域・集落で話し合いを行ない、地域農業の将来の方針を作成します。

## 人・農地プランへの支援措置について

### ○「地区」を対象とする支援措置

#### ・機構集積協力金のうち地域集積協力金

まとまった農地を農地バンクに貸し付けた地域等に対し、協力金を交付します。

### ○「人」（今後地域の中心となる経営体）を対象とする支援措置

#### ・強い農業・担い手づくり総合支援交付金のうち地域担い手育成支援タイプ

農業者が更に発展するために必要な農業用機械・施設の導入を支援します。

#### ・農業次世代人材投資事業（経営開始型）

50歳未満の新規就農者に対し、経営開始時を支援する資金を交付します。

#### ・この他、融資制度などによる支援があります。

## 農地の売買・貸借・転用申請等の提出締切について

農地の売買・貸借・転用をするときは農業委員会への申請が必要です。令和2年度の申請締切日は次のとおりです。

令和2年度 各月締切日	
4月6日（月）	10月5日（月）
5月7日（木）	11月5日（木）
6月5日（金）	12月7日（月）
7月6日（月）	1月5日（火）
8月5日（水）	2月5日（金）
9月7日（月）	3月5日（金）

※市街化区域内の農地転用については、毎週金曜日が締切日です。

### 【お問い合わせ先】

農業委員会事務局 ☎55-5223

## 新任委員紹介

平成31年4月1日から  
角 可津夫さんが新たに  
農業委員に就任されました



新農業委員 角 可津夫

(平成31年4月1日就任)

## 農家のための農業者年金

老後の備えとして、家族一人ひとりが準備することが大切です。  
経営者だけでなく夫婦や親子で加入することをおすすめします。

### 加入する資格

- ①国民年金の第1号被保険者
- ②年間60日以上農業に従事
- ③20歳以上60歳未満の方

### 農業者年金のメリット

- 少子高齢化に強い年金（積立方式）
- 終身年金（80歳前に亡くなられた場合は死亡一時金）
- 保険料は自由に設定可能  
(月額2万円～6万7千円の間で、千円単位)
- 支払った保険料は全額社会保険料控除の対象となり、高い節税効果
- 保険料の国庫補助があります



詳しくは、農業委員会事務局（☎55-5528）もしくはJAしまねくにびき地区本部金融課までお気軽にお問い合わせください。

## 令和2年度前期分農振除外・編入の相談・申出の受付について

農業振興地域内の農用地に指定された土地を農地以外の住宅・工業用地などに転用するには、あらかじめ、農用地区域からの除外手続きを行う必要があります。なお、除外が認められるのは、次の要件を満たす場合に限られます。

### ◆要件

- ①必要性・緊急性があり、ほかに代替すべき土地がないこと
  - ②農地の集団化、農作業の効率化などに支障がないこと
  - ③効率的で安定的な農業を営む農家などに対する農用地の利用集積に支障がないこと
  - ④農業用施設などの機能に支障がないこと
  - ⑤土地改良事業などの工事が完了した年度の翌年度から8年を経過した土地であること
- ※他法令（都市計画法、農地法、建築基準法など）の許可見込みがあること

### ◆除外決定までの期間

手続きが完了するまで6～7ヶ月程度かかります。

あくまでも、目安ですので、計画の内容によりさらに期間が延びる場合があります。

### ◆農用地区域へ編入する場合

現在、農用地区域に指定されていない農地についても、農用地区域の基準を満たせば農用地区域に編入することができます。農用地区域に指定され、要件を満たすと中山間地域等直接支払などの各種補助を受けることが可能となります。詳しくはお問い合わせください。

### ◆申出期限

令和2年4月30日（木）です。（※土、日、祝日除く）

詳しくは、農政課農業企画係（☎55-5225）まで、お問い合わせください。

## 全国農業新聞を購読しませんか。



當農とくらしに役立つ情報を届けします。

〇月4回金曜日発行

〇購読料 月額700円

<お問い合わせ>

農業委員会事務局 電話55-5224

### 令和元年度 情報委員会

委 員 委 員 委 員 委 員	副 員 長
員 員 員 員 員 員	長
吉 足 勝 岸 富 岩 砥	岡 田 本 達 定 彰
雅 芳 裕 雄 朝 夫	裕 美 子

版となりました。広報誌「あさつゆ」は、久しぶりにフルカラー印刷となり今期の最終媒体として本紙がその役割を果たすべくしっかりと編集していきたいものです。（岸本）

ところで、農業委員の任命制、農地最適化推進委員制度の発足の一期目の任期が今年7月に満了となります。農地の耕作放棄や遊休化の防止に対する活動が大きく求められていますが十分な対応ができたのかどうか、自己検証の毎日です。

今後も農業委員会と農業者の情報版となりました。広報誌「あさつゆ」は、久しぶりにフルカラー印刷となり今期の最終媒体として本紙がその役割を果たすべくしっかりと編集していきたいものです。（岸本）

### 編集後記

